

第1章 相互理解の促進と市民参加の活動 ～啓発・広報・ボランティア～

■現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障がいや障がいのある人についての正しい知識の普及を進め、ノーマライゼーション※¹² 理念の一層の浸透を図る必要があります。
- 障がいや障がいのある人への正しい理解を推進するためには、子どもの頃からさまざまな機会を捉え、正しい知識と理解を深めるための機会を設けることが必要です。
- ボランティア活動への関心が市民の幅広い層に広がっており、障がいのある人を支援するボランティアの養成や活動への支援、相談や情報を提供する窓口等の充実が求められています。

■施策の方向性

1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める

障がいのある人の社会参加を妨げる偏見や差別をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。

2 学校教育や職場研修での啓発

教育の現場や、職場の中で、障がいや障がいのある人への正しい理解と意識の向上を図ります。

3 ボランティア活動の促進

市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

■具体的な取り組み

1-1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める

① 広報・啓発活動の推進

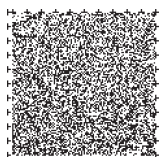
障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ等の多様な情報メディアを活用し、広報及び啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

② 講演会や啓発イベントによる理解の促進

障がいをテーマにした講演会や啓発イベントの開催、障害者週間の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

特に、発達障がいや難病などについてより一層の周知を行い、その特性や必要な配慮に関する正しい知識の普及に取り組みます。

※12「ノーマライゼーション」…障がいのある人となない人が区別されことなく、社会の中で同じように生活し、活動することが社会のあるべき姿であり、本来の望ましい姿であるという考え方。



③ 各種大会への支援

障がいのある人のスポーツ大会や研修会等の活動を支援し、障がいのある人の社会参加を図り、市民に対する障がいへの正しい理解の普及に努めます。

④ 交流活動による理解の促進

障がいのある人とない人が交流する機会を充実することで、障がい特性や必要な配慮を学び、障がいについての理解の促進を図ります。

⑤ 障害者権利条約及び障がい者関連法令等の周知

障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、「障害者権利条約」や、「障害者差別解消法」等障がい者関連法令等について、市民に周知を図ります。

1-2 学校教育や職場研修での啓発

① 職員等への啓発

職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

② 共に学ぶ教育の推進

障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。

1-3 ボランティア活動の促進

① ボランティア活動の啓発

障がい福祉に関するボランティア情報の収集及び効果的な情報の提供に取り組みます。

② ボランティア活動の相談・支援

障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるよう、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行います。

③ ボランティアの養成

障がい者サポーター制度の拡充や、精神保健福祉ボランティア養成講座の開催等により、障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。

また、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会を提供するとともに、ボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。

障がい者サポーター制度
シンボルマーク

